

久喜市成年後見センターに ご相談ください



こんなことに困っていませんか？

物忘れが増えて
きてお金の管理
が心配

成年後見制度を
利用したいけど、
どこに相談した
らいいの？

障がいのある子
どもの財産管理
を誰に頼めばい
いの？

施設に入所した
いけど…
契約等がひとり
ではできない



秘密は必ず守ります

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



..... お問い合わせ先

久喜市役所 高齢者福祉課 地域包括支援係

★障がいのある方のご相談は、障がい者福祉課 自立支援第1・第2係へ

〒346-8501 久喜市下早見85番地3

☎ 0480-22-1111 (代)

久喜市成年後見センターの業務内容等については裏面をご覧ください。➡

久喜市成年後見センターの主な仕事

久喜市成年後見センターは、認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分になった時でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用についてお手伝いをします。



1

広報・啓発

成年後見制度について、制度の普及を行います。



2

相談

成年後見制度に関する相談を行い、関係機関と一緒に対応します。



3

成年後見制度利用促進

家庭裁判所と連携しながら、候補者とする受任調整等を行います。



4

後見人支援

後見人の活動を支援し、地域連携ネットワークを活用していきます。



※①広報・啓発、②相談を実施し、順次③成年後見制度利用促進、④後見人支援を実施していく予定です。

成年後見制度ってどんな制度？

認知症や障がいなどにより、日常生活の中で困りごとや心配事が起きることがあります。誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、本人に代わって生活や財産を守る・契約を行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。



成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任されます。

任意後見制度

判断能力が不十分になったときに備え、誰にどのような援助をしてもらうかを決めておきます。手続きは公証役場で任意後見契約の公正証書を作成します。